より学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては、衛生の実務。次号及び第三号において同じ。）に従事した経験を有するもの

二～四　（略）

（平成四年労働省告示第十二号（労働災害防止団体法施行規則第一条第二号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）の一部改正）

第七条　平成四年労働省告示第十二号（労働災害防止団体法施行規則第一条第二号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
労働災害防止団体法施行規則第一条第二号に規定する同条第一号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。	労働災害防止団体法施行規則第一条第二号に規定する同条第一号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において産業安全に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後七年以上産業安全専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において産業安全に係る職務に従事した経験を有するもの	三　学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において産業安全に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後七年以上産業安全専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において産業安全に係る職務に従事した経験を有するもの
四　（略）	四　（略）

（平成四年労働省告示第十三号（労働災害防止団体法施行規則第二条第三号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）の一部改正）

第八条　平成四年労働省告示第十三号（労働災害防止団体法施行規則第二条第三号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
労働災害防止団体法施行規則第二条第三号に規定する同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。	労働災害防止団体法施行規則第二条第三号に規定する同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が適任と認めるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において労働衛生に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後七年以上労働衛生専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生に係る職務に従事した経験を有するもの	三　学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において労働衛生に係る学科以外の正規の学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後七年以上労働衛生専門官の職務その他の厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生に係る職務に従事した経験を有するもの
四　（略）	四　（略）